

セーフティネットとしての計画停電について(案)

平成 24 年 6 月 22 日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

計画停電は不実施が原則であるが、需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関して、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、万一来た計画停電の準備を進めている。

セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社で具体的な実施方法を策定する。

1. 計画停電の運用

(1) 停電時間

1回の停電時間を2時間程度にする。1日複数回の停電をできる限り避けるよう努めるが、現時点において、関西電力管内については1日2回となる可能性が想定される。

(注)新電力(特定規模電気事業者)から電力供給を受けている場合(自営線からの給電を除く)についても停電。

(2) 事前の公表

計画停電の月間カレンダー、グループ割り・サブグループ割り(※)を電力会社から公表(6月下旬までに)。

※各停電時間帯のグループを更に細かくサブグループに分割し、サブグループ単位で計画停電する地域を特定することによって、必要最小限の地域のみで停電を実施。

(3) 医療機関等に係る特例

①変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響をできる限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、できる限り自家用発電機での対応をお願いする。

○医療機関(救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等)

○国の安全保障上極めて重要な施設

○国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

②特高需要家(大規模な工場、研究機関等)は、技術的に可能な範囲で、大幅なピ

ークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施。

- ③被災地(平成23年台風12号被災地の一部施設等)、防災(原子力発電所周辺30km圏内等)などへの配慮を行う。

(4)人工呼吸器等患者への対応、熱中症対策

在宅等で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策として、①医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、計画停電のスケジュール等の情報提供、②緊急相談窓口の設置、計画停電時に通電される近隣の医療機関等の施設の紹介、③電力会社による小型発電機の貸し出し等を行う。また、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

(注)昨夏の東京電力、東北電力の計画停電(未実施)との主な違いは、①東京23区は通電するなどの地区特例は設けていないこと、②防災、緊急時対応を強化していること(道府県庁、道府県警察本部、消防本部等への通電)。

2. 計画停電を実施する際の一般的な手順

前もって電源脱落等が予測できる限り、計画停電で対応する。

なお、突発的な電源脱落等の場合には、緊急的に一部のエリアが停電する場合がある(この場合、上記1.(3)で影響緩和措置を講じた施設であっても停電する)。そのまま供給力不足が続く場合、予告した上で計画停電に移行する。

計画停電を実施する際の一般的な手順は以下を予定。

- ①他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ②当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報(続報)」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

(注)大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する場合がある。